

平成 25 年兵庫県立大学大学院応用情報科学研究科規程第 10 号
応用情報科学研究科学生生活委員会規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、兵庫県立大学学生生活委員会規程(平成 25 年公立大学法人兵庫県立大学規程第 87 号)第 13 条第 4 項の規定に基づき、応用情報科学研究科学生生活委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、応用情報科学研究科の学生生活に関して必要な事項を審議する。

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 応用情報科学研究科長(以下「研究科長」という。)
- (2) 教授会の意見を聴いた上で、研究科長がコースごとに指名した委員 各 1 名
- (3) 必要と認めた場合に指名される委員

(任期)

第 4 条 前条第 2 号に定める委員の任期は、1 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第 2 号に定める委員は、再任されることができる。

(委員長)

第 5 条 委員会に、委員長を置く。

2 委員長は、研究科長をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第 7 条 委員長が必要と認めた場合は、委員会の同意を得て、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(補則)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 27 年 3 月 26 日一部改正)

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。